

こんな時の届出はお忘れなく

～ 国保の届出は、各世帯ごとに世話主が行います～

職場の健康保険などでは、加入・脱退などの届け出は雇用者が行いますが、国民健康保険の場合には、各自が責任をもって行わなければなりません。

「届け出は14日以内に」

加入の届け出が遅れると

職場の健康保険をぬけた日あるいは転入日にさかのぼり国保税を納めなければなりません。

やめる届け出が遅れると

職場の健康保険証の資格取得日から国保資格がなくなります。国保の保険証があるためそれを使って受診した場合は、国保で負担した医療費をあとで返していただくこととなります。

	こんなとき	届け出に必要なもの
国保に加入	職場の健康保険をやめたとき	印鑑、職場の健康保険をやめた証明書
	任意継続の健康保険の資格がなくなったとき	印鑑、任意継続の保険証
	職場の健康保険の被扶養者から家族がはずされたとき	印鑑、名前を削除後の職場の健康保険の保険証
国保を脱退	職場の健康保険に加入したとき	印鑑、国保の保険証 職場の健康保険の保険証 (被扶養者になった場合は名前を記入後の保険証)
	職場の健康保険の被扶養者に家族がなかったとき	
その他	退職者医療制度に該当したとき	印鑑、年金証書、保険証
	修学のため、子供が他の市町村で生活するとき	印鑑、保険証、在学証明書
	出稼ぎなどで別個の保険証がほしいとき	印鑑、保険証

退職被保険者の条件

次の3つの条件に当てはまる必要があります。

- 国保に加入している
- 厚生年金や共済年金などから老齢(退職)年金をもらっている人(ただし、これらの年金加入期間が20年以上、また

退職者医療制度



長年、会社や役所などに勤めて退職した人で、現在、国保に加入し、公的年金制度から年金をもらっている70歳未満の人とその家族は、退職者医療制度によって診療を受けることができます。

本人が70歳になると、老人保健制度の適用を受けますが、その場合、70歳未満の扶養家族は、一般の国保の被保険者となります。

窓口で支払う医療費

① 退職者本人	② 扶養家族	
	外来受診	入院
かかった医療費の 2割 (国保負担8割)	3割 (国保負担7割)	2割 (国保負担8割)

それにより、次のような給付が受けられます。

保険税

退職被保険者の保険税は、一般被保険者と同様に算定され、世帯単位に割り当てられます。

診療の受け方

病院、診療所の窓口へ、退職者被保険者証を提出して診療を受けます。

村長・村議会議員補欠選挙

村長および村議会議員補欠選挙(現在、欠員3名)が、4月25日(日)に行われます。そこで、村選挙管理委員会では、次の計画で準備を進めています。

立候補予定者説明会

- とき 3月25日(木) 午後1時30分から
- ところ 役場2階研修室
- ※出席者は、1候補2名以内でお願いします。

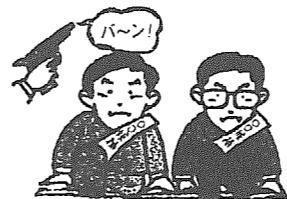
選挙告示日…4月20日(火) 立候補届出受付、不在者投票開始

投票日…4月25日(日)

お問い合わせ：村選挙管理委員会(総務課内 ☎82-4111)

選挙運動は立候補の届出を済ませたときから

選挙運動ができるのは、立候補の届出が受理された時から投票日の前日までの間しか行うことができません。従って、立候補届出前の選挙運動は、事前運動として禁止されます。



選挙運動のスタートライン

選挙の種類	選挙運動期間
県議会議員選挙	9日間
町村長・町村議会議員選挙	5日間

誰でも自由にできる選挙運動

次の行為は、選挙運動期間中自由に行うことができます。

幕間(まくあい)演説

集落・婦人会等の集會、会社・工場等の休憩時間にそこに集まっている人を対象に選挙運動のための演説をすること。



ただし、あらかじめ聴衆を集めてもらってにおいて、そこに向いて演説を行うことはできません。

個々面接

電車・バスの中のあるいは道路等でたまたま知人に会ったときなど、その機会を利用して選挙運動をすること。

電話による選挙運動

知っておきたい選挙の基礎知識

「贈らない! 求めない! 受け取らない!」という寄付の禁止を守りましょう

政治家や立候補者などが、その選挙区内の人に、どのような理由であろうとも寄付をすることは禁止されています。

また、私たち有権者も、寄付を求めたり、金品を受け取ったりすると法律違反になります。



団体旅行の寄付や差し入れ お葬式の香典・花輪や供花 お祭りの寄付やお酒



結婚のお祝い金やお祝い品 出産・入学・卒業のお祝い品やお祝い金 集會の飲食代



季節の贈り物 旅行の餞別 落成式や開店祝いの花輪